

新刊紹介

野口朋隆著

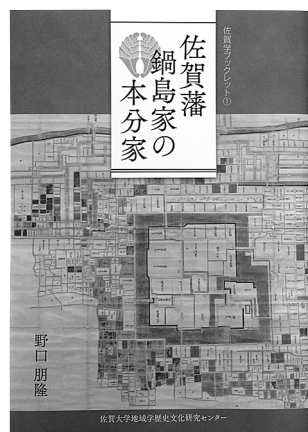
『佐賀藩鍋島家の本分家』

高野信治

前近代の政治権力は、王制に典型的なように親族（血統）を軸に成り立つ。本書が対象にする近世日本（江戸時代）の武家領主である將軍家・大名家などもそうであった。著者は本家・分家という視点から、江戸時代の大名家の性格を描き出す。

対象は北部九州、現在の佐賀県と一部長崎県に所領を有した鍋島氏である。同氏は関ヶ原合戦時に西軍方に組みした。前領主（龍造寺氏）の家臣筋の立場から交代し大名化した鍋島氏は、合戦後の徳川氏との関係で、万一の改易（取りつぶし）や転封（領地替え）の不安も持ったろう。事実、西軍の総大将であった毛利氏は大幅な領国削減措置をうけ、その後、加藤氏（熊本）・福島氏（広島）など、豊臣系の大名家も改易された。

このような政治的緊張関係のなか、徳川氏・江戸幕府への事実上の人質を提出する。これは鍋島



2013年4月10日発行
佐賀大学地域学歴史文化研究センター・地域学創出プロジェクト
(発売 岩田書院)
A5判 112頁
定価本体 800円＋税

特有ではなく幕府の強制もなかった。しかし西軍方大名として鍋島氏はその忠誠の証として数名を送り、これが分家の創出、またその旗本化（餅木鍋島家）や大名化（小城・蓮池・鹿島の三鍋島家）にもつながり、幕府や大名（本家）との複雑な関係性が生み出される。その経緯を本書は丹念にたどり様々な知見を教えた考えさせてくれる。

紹介者が注目する本書の主題ともいえるべきは、江戸時代の「大名」とは何かということだ。教科書的理解では、將軍と主従関係を結ぶ一万石以上で参勤交代する直臣となる。ただし、このようなことが制度化されたのは、江戸幕府が成立して三〇年以上もたってからだ。それではこれ以前に大名はいなかったのかというところとはいえず、幕府法令には「大名」「小名」「領主」など、後に規定される「大名」階層がみえる。さらに難しいのは、領知（領地）を与え安堵す

るといふ証文が將軍から分家に与えられていないことだ。これは將軍との主従関係を示す最も大事な証拠史料として、各名家では保存（アーカイブ化）された。ただ鍋島家の分家大名のような事例は、本家が將軍から拝領する石高のうちに含まれる内分家として他名家にも存在する。鍋島家の特異なのは、通例の内分家の場合、分家領石高が記されるのに、それが点だ。

このような分家を果たして大名と呼べるのか。従来は大名と捉えない考え方もあった。しかし、本書著者は参府した江戸でのあり方に注目する。つまり、將軍直参ではあるが旗本には許されない江戸城内の儀礼（殿中儀礼）に鍋島家の三分家が参加している点に留意する。ただ、一七世紀半ばごろ、幕府が嫡子（家督相続者）と庶子の区別をして鍋島家の三分家は庶子扱いとなったので、一般大名と同じではない。著者は鍋島家の三分家のように、庶子扱いの大名を「部屋住格大名」と呼ぶ。

「大名」はもともと「大名田堵」など土地の開発領主を歴史的起源にしているといわれる。支配地の存在やそれとの関係が大名としての立場を作るのだ。「領主」も「領地の主」である。しかし、

近世の大名は領地・支配地を持つか否かよりも、将軍との関係が重視され成り立つことが、大名分家の江戸でのあり方から析出される。公式書類に分家領は示されず、また庶子扱いなどの制約があっても大名化した。一見、例外的とも思われる鍋島家の分家を通して、江戸時代の大名の特性を本書はあぶり出すのだ。

部屋住格大名は公儀役（江戸城門番など幕府への軽微な勤め）が命じられず、大名特有の殿中儀礼参加も許可されなくなる。鍋島家の三分家はやがて大名としての身分格式を失うのではないのかと危惧した。そこで一般大名並の格式を得るため公儀役負担を願い出、さらに本家に相談せず独断で幕府側へ殿中儀礼に参加の希望を伝えた。前者については、一七世紀末に徳川綱吉政権の政策で実現したが、後者は本家により問題視され、本家藩主の光茂は「三家格式」の法制定をした（一六八三年）。

これには親族ならでは背景がある。光茂は初代藩主勝茂の嫡子であった忠直の子だが、忠直が早く亡くなったので勝茂の孫ながらその跡を継いだ。一方、三分家創設時の当主はいずれも勝茂の子である。したがって本藩主となった光茂にとり、三家の当主は叔父や従兄弟ということになる。叔父たちは若い光茂を盛りたてる気持ちがあったら

うし従兄弟にしてもそれは引き継がれたかもしれない。またそのような親族関係のなか、本藩主ながら光茂に分家に対する遠慮もあったらう。

しかし三家格式制定の時代、代替わりは進んでいた。光茂嫡子で新世代の綱茂は三家を疎んじ、三家の若い当主たちもそれに反発、これが殿中儀礼参加を独断で申し入れる直接的な契機となった。血縁とはいえそれが薄くなり、これにともなって疎遠の思いが強くなれば、本家は分家を下にみて分家はそれを嫌うことだろう。

著者は「三家格式」またその直前に三家側が出した綱茂の態度を問題視する史料を勘案し、分家は大名として将軍と主従関係を持つが、本家の支配下にもあり、本家・分家ともに「鍋島家」の存続に努力すべきことが示されている、と評価した。従来の研究史が本家の三分家に対する強い統制傾向と捉えていたのに対し、それを見直す説得的な考え方だ。光茂は共有される目標を示し、三家に相応の妥協をしたといえようか。

そもそも、江戸時代の将軍（幕府）と大名（藩）の関係は、前者の後者への強圧性がいわれてきた。室町幕府と守護・戦国大名との関係に比べれば、江戸幕府の統制力は明白だ。しかし、人や組織は強制だけでは長続きしない。幕府は大名の独自性を認める柔軟さも持つ。武士の名誉心や恥の意識

という伝統的な心性を同じ武士として徳川が重視したともいえよう。織田や豊臣の強権的な政治に大名たちは面従腹背だろう。

強権発動の抑止は大名の本家と分家の関係にもいえることだ。本家と分家は「鍋島家」という大名家存続を共通目標にして、幕府が介入するようになる分家の婚姻に対応していたことも本書は跡づける。分家にまで掘り下げた婚姻をみることで、幕府や大名家相互の繋がりが、具体的かつ立体的にみえてくる。

複数の大名家を対象にした前著『江戸大名の本家と分家』（吉川弘文館）は一般向けに書かれ重版の人気を博す。本書は佐賀大学の企画成果だが、鍋島家に絞り込み厳選したデータに肉付けし興味深いストーリーを描く筆致には引き込まれる。読者が前著同様に再び江戸時代の武家社会の世界に思わず誘われるのは間違いない。

同業者ゆえの研究面のおもしろさに魅せられいささか堅いお披露目となったのは勘弁願うとして、佐賀藩鍋島家の本分家を通じた江戸時代武家社会のパノラマ、どうぞお楽しみいただきたい。

（たかの のぶはる 九州大学大学院比較社会文化

研究院教授）